

熊本県保険医協会 F A X 情報（その 12）

熊本地震の被災者に係る医療保険（市町村国保・後期高齢者医療）の一部負担金の還付等に関するQ&Aが厚労省から出されましたので、お知らせいたします。

なお、「協会けんぽ」も還付申請に応じるとの旨、協会けんぽ熊本支部に確認済みです。具体的な手続き等につきましては、協会けんぽ熊本支部（TEL:096-340-0260）までお問い合わせください。

【熊本県HP：平成28年熊本地震に関する情報（厚労省Q&A）】
http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_15555.html

問1. 一部負担金の還付手続きにはどのような書類が必要になるか。

（答）一部負担金の免除の要件に該当する者がすでに医療機関等に支払ってしまった一部負担金の還付手続きに当たっては、被保険者がお住まいの市町村（後期高齢者医療の場合は市町村を通じて後期高齢者医療広域連合）に還付申請書を提出する必要がある。還付申請書を提出する際には、

① 一部負担金免除証明書（市町村からの免除証明書の交付をまだ申請していないときには、免除申請書とその添付書類）

② 医療機関等が発行した領収証等、支払った一部負担金の額が確認できる書類の両方を合わせて提出する必要がある。

※ただし、一部負担金免除証明書の交付が完了していない期間（一部負担金免除証明書の発行の受付を開始していない期間を含む）においては、以下の書類をもって①の書類に代えることができる。

・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合

→ 罹災証明書（長期避難世帯については必要としない）

・主たる生計維持者が死亡した場合

→ 死亡診断書、警察の発行する死体検案書

・主たる生計維持者が重篤な傷病（1ヶ月以上の治療を有すると認められるもの）を負った方の場合

→ 医師の診断書

・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合

→ 警察に提出した行方不明の届出の写しなど

・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合

→ 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）

・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合

→ 雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

具体的な運用の詳細については、各保険者において適宜判断していただく。

問2. 還付額は、領収証に記載されている金額を還付するのか、それともレセプト情報から自己負担分を計算するのか。

（答）領収証により保険診療に係る一部負担金の額を確認して還付していただく。

問3. 領収証の紛失、または医療機関等の全壊等により、対象の被保険者が負担した一部負担金の額の確認が取れない場合はどうなるのか。

（答）領収証を紛失した場合であっても、可能な限り、領収証の再発行等により支払った一部負担金の額が確認できる書類を求め、医療機関等が廃院している等の理由により領収証の再発行が困難である場合は、レセプト情報や医療機関等に電話すること等により一部負担金の額を確認した上で還付していただく。

問4. 長期避難世帯は一部負担金免除の対象となるのか。

（答）被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された場合、免除要件である「住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方」の「これに準ずる被災をされた方」に該当するため、一部負担金免除の対象として差し支えない。